

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1章 海上災害対策</p> <p>第1節 海上災害予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県知事政策室、県警察本部、沿岸市町）</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 略</p> <p>第4 危険物等防除体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県知事政策室、県土木部、沿岸市町）</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策室）</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害状況の報告</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 沿岸市町</p> <p>沿岸市町（防災担当課及び消防本部）は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）へ連絡するものとする。</p> <p>また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活</p>	<p>2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県知事政策局、県警察本部、沿岸市町）</p> <p>2 防災資機材の整備及び備蓄等（伏木海上保安部、県知事政策局、県土木部、沿岸市町）</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策局）</p> <p>エ 沿岸市町</p> <p>沿岸市町（防災担当課及び消防本部）は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）へ連絡するものとする。</p> <p>また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）へ連絡する。</p> <p>オ （略）</p> <p>カ その他の機関</p> <p>被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p> <p>第6 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 伏木海上保安部の措置</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 必要に応じて、<u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第43条の3</u>の規定に基づいて組織された富山県沿岸排出油防除協議会に出動を要請するものとする。</p> <p>(7) （略）</p> <p>3 県の措置（県知事政策<u>室</u>、県生活環境文化部、県土木部）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>第3節 海上災害復旧対策 （略）</p>	<p>動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）へ連絡する。</p> <p>オ （略）</p> <p>カ その他の機関</p> <p>被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>(6) 必要に応じて、<u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6</u>の規定に基づいて組織された富山県沿岸排出油防除協議会に出動を要請するものとする。</p> <p>(7) （略）</p> <p>3 県の措置（県知事政策<u>局</u>、県生活環境文化部、県土木部）</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
<p>第2章 航空災害対策</p> <p>第1節 航空災害予防対策</p> <p>第1 航空交通の安全確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、県<u>土木部</u>）</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 空港緊急計画の策定（県<u>土木部</u>）</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1 （略）</p>	<p>2 航空交通の安全のための施設等の整備（大阪航空局、県<u>知事政策局</u>）</p> <p>4 空港緊急計画の策定（県<u>知事政策局</u>）</p>	

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 消火・救助・救急体制の整備（県<u>土木部</u>、周辺市町）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>（社）</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>（3）（略）</p> <p>第4 防災訓練の充実</p> <p>1 （略）</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、県<u>土木部</u>、航空運送事業者）</p> <p>第2節 航空災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（県<u>土木部</u>）</p> <p>4 県の活動体制（県<u>知事政策室</u>）</p> <p>5～8 （略）</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）被害情報等の伝達手段</p> <p>県、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星通信移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>（3）被害状況の報告</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 市町村</p>	<p>2 消火・救助・救急体制の整備（県<u>知事政策局</u>、周辺市町）</p> <p>（2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>（一社）</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価（大阪航空局、県<u>知事政策局</u>、航空運送事業者）</p> <p>3 県（富山空港管理事務所）の活動体制（県<u>知事政策局</u>）</p> <p>4 県の活動体制（県<u>知事政策局</u>）</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>ウ 市町村</p>	<p>組織名の変更に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>機材の更新に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ その他の機関</p> <p>被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策室、県警察本部、市町村）</p> <p>2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>3 消火活動（県土木部、市町村）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 交通規制・緊急交通路の確保</p> <p>1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき （社） 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p> <p>（3） （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>第3章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 鉄道災害予防対策</p> <p>第1 鉄軌道交通の安全確保</p>	<p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ その他の機関</p> <p>被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>1 搜索活動（大阪航空局、伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>2 救助・救急活動（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村）</p> <p>3 消火活動（県知事政策局、市町村）</p> <p>（2）この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき （一社） 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 (略)</p> <p>2 鉄軌道の安全な運行の確保（北陸地方整備局、県土木部、J R西日本、富山地方鉄道、万葉線、富山ライトレール(株)）</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>(社)</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 鉄道災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策<u>室</u>）</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の伝達手段 鉄軌道事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。</p> <p>イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星通信移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>(3) 被害状況の報告</p>	<p>(2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>(一社)</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策<u>局</u>）</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>機材の更新に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>エ （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 救急活動（県知事政策室、県警察本部、市町村）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 交通規制・緊急交通路の確保</p> <p>1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき (社) 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p> <p>（3） （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策 （略）</p> <p>第4章 道路災害対策</p> <p>第1節 道路災害予防対策</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p>	<p>ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>2 救急活動（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>（2）この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき (一社) 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1～4 （略）</p> <p>5 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>（社）</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>（3） （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第2節 道路災害応急対策</p> <p>第1 応急活動体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策<u>室</u>）</p> <p>3～6 （略）</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）被害情報等の伝達手段 道路管理者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。 イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星通信移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>（3）被害状況の報告</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状</p>	<p>（2）警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>（一社）</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>2 県の活動体制（県知事政策<u>局</u>）</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状</p>	<p>組織改編にともなす修正</p> <p>機材の更新に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>エ （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 救急活動（県知事政策<u>室</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5 （略）</p> <p>第6 交通規制・緊急交通路の確保</p> <p>1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき<u>(社)</u>富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p> <p>(3) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>第7～第8 （略）</p> <p>第3節 道路災害復旧対策</p> <p>第5章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 危険物等災害予防対策</p> <p>第1 危険物施設等の安全性の確保</p> <p>1 危険物施設（県知事政策<u>室</u>、市町村）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1～5</p> <p>6 緊急輸送活動体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>(社)</u>富山県警備業協会との協定に基づき、</p>	<p>況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>2 救急活動（県知事政策<u>局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>(2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき<u>(一社)</u>富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p> <p>1 危険物施設（県知事政策<u>局</u>、市町村）</p> <p>(2) 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、<u>(一社)</u>富山県警備業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>業協会との協定に基づく支援体制を整備するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害状況等の収集・伝達活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害情報等の伝達手段</p> <p>事業者、県、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。</p> <p>ア 有線電話、防災行政無線や、必要に応じて警察無線等他機関の無線通信施設等も利用する。</p> <p>イ 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。</p> <p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星通信移動車等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>(3) 被害状況の報告</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町村</p> <p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（消防・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>エ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>ウ 市町村</p> <p>市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p>	<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（事故災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第4 救助・救急活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救急活動（県知事政策<u>室</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 交通規制・緊急交通路の確保</p> <p>1 交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき <u>(社)</u> 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p>	<p>2 救急活動（県知事政策<u>局</u>、県警察本部、市町村）</p> <p>(2) この場合、警察は交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、協定に基づき <u>(一社)</u> 富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>